

2016年3月15日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 湾岸協力会議(GCC) は2018年にVAT 制度導入へ

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### エグゼクティブ・サマリー

アラブ首長国連邦(UAE)のオバイド・フマイド・アル・タイヤー財務相は、湾岸協力会議(GCC)地域において、付加価値税(VAT)を2018年に導入すると発表しました。GCC諸国にはバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦が含まれます。

これは、2016年2月24日に国際通貨基金(IMF)のクリスティーヌ・ラガルド専務理事と共にドバイにて行われた記者会見で発表されました。近年、IMFは全てのGCC諸国に対して、原油価格の下落に起因する歳入の急減を補填するために現行の税制を改革すると同時に新たな税制を導入し、金融制度を強化するよう提言してきました。

UAE財務相の言明は、GCC諸国が5%の共通VAT税率に関して合意に達したというオマーンのダルウィーシュ・アル・バルシ財務相の最近の表明に続くものです。

## 議論の詳細

現時点では、GCCにおけるVATの枠組みが2016年半ばまでに取りまとめられ、正式に発表されると予想されています。GCC枠組協定の条項は、施行日に先駆けてGCC各国の国内税法に置き換えられる見通しです。

GCC諸国は、2018年にVAT制度を導入することで合意しています。大半の国々は、GCC内で一つの国がVATを導入しているにもかかわらず、別の国が企業から企業、さらに消費者へのVAT課徴に対応する仕組みを持たない場合の、GCC域内貿易に起因する混乱を回避するため、2018年1月1日までの導入に向けて作業を進めるものとみられます。全てのGCC諸国は2018年末までにVATを導入することを要求されています。

特定の主要食料品、並びにヘルスケア、社会サービス及び教育などの業種については、VATが免除されることが確認されています。枠組協定の批准にこぎ着けるまでには、GCC各国財務省がいくつかの政策決定に合意することが依然必要とされています。真っ先に挙げられるのが、金融サービスに対するVATの取り扱いであり、ここでは適切なVATの適用に関する合意が依然として求められています。しかし、これらの分野に関しては2016年6月までにコンセンサスが形成されると予想されます。

## 今後の予定

GCCのVAT枠組協定の批准が年半ばまでに行われるとした場合、GCC諸国にとって目標の2018年1月1日までにVAT導入のための準備を整えるために残された期間は、18カ月とタイトです。しかし、多くのGCC諸国はVATの税管理システムに関して既に大きな進捗を見せており、2016年7月以降は企業各社にVATの準備を整えさせることに焦点が移される見通しです。

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160315

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)